生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直し(案)について(概要版)

1 水質環境基準の水域類型の指定及び見直しの経緯

河川の水質については、環境基本法 (平成5年法律第91号) 第16条第1項により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい 基準 (水質環境基準)を定めることとされている。

生活環境の保全に関する水質環境基準は、水域の利用目的に応じて 6 つの 類型が設けられ、同法に基づき都道府県知事が水域の類型を指定 (二以上の都道 府県の区域にわたる木曽川等の水域は国が指定) することとされている。

これらの類型は、水域の利用目的や水質状況の変化に応じて、適宜、水域ごとに類型の見直しをすることとされている。

本県では、昭和 45・46 年度にかけて 37 水域が類型を指定され、その後、順次追加され、現在 49 水域が類型を指定されている (表1)。また、平成 7 年度から 16 年度及び平成 28 年度、29 年度に類型の見直しがされている。

表 1 河川における水域類型の指定の状況及び水質環境基準

(平成30年3月末現在)

(備考)
表中の環境基
準は生物化学
的酸素要求量
— (BOD) ※ の 値
である。
下 下 丁

※BOD:河川の有機汚濁の代表的な指標。

2 平成30年度水域類型の見直し

平成7年度から16年度にかけて行った第1回目の水域類型の見直し後、県内河川の水質はさらに改善され、現状より上位類型の水質環境基準を継続的に満足する水域が多くなってきた。

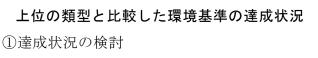
そこで、県内河川を4ブロックに分け、平成28年度から31年度にかけて、過去5年又は10年の水質状況を踏まえた上で、人口動態・下水道普及率等による水質の将来水質予測(5年後、10年後)を行い、上位類型への見直しを検討する(表2)。

表 2 水域類型の見直し予定

年度	28 (9水域の見直し)	29 (7 水域の見直し)	30	31
水域名	・庄内川等水域の一部(日光 川、新川下流、五条川下流) ・豊川等水域	・矢作川水域	・境川等水 域	・庄内川等水域 (H28の水域を除く。) ・その他の水域

3 水域類型の見直しの考え方

国の考え方に鑑み、BODの測定値を基本に検討し、その他の項目については必要に応じて考慮して進めるものとする。考え方については、以下のフローによる。



- ・5年以上安定(連続)して達成。
- ・ただし、AA類型には10年以上安定 (連続)して達成。
- ②将来予測 ①の条件を満たした水域について、②の将来予測を行う。

達成

1ランク上位の類型を指定し、達成期間※を「イ 直ちに達成」とする。

なお、2 ランク以上上位の類型の指、 定にあたっては、環境基準点以外の 調査地点や支川の水質状況等も含め 総合的に勘案する。

∨ }

・水域類型の見直しをしない

未達成

現行類型の達成状況により、達成期間の見直しを検討する。

※達成期間

水質環境基準の達成に必要な期間で、類型指定と 合わせて次の3つが設定される。

- 「イ」直ちに達成
- ・「ロ」5年以内に可及的速やかに達成
- ・「ハ」5年を超える期間で可及的速やかに達成

4 平成30年度水域類型の見直し(案)

水域類型の見直しの考え方に基づき検討した結果、表3に掲げる<u>12水域</u>について見直す。

表3 平成30年度に水域類型を見直す水域の環境基準達成状況(将来予測)と見直し案

	1 /2 00 1 /2 !	類型		達成期間		類型 指定年度	環境基準達成状況												
水域	水域名																	将来	予測
区分	7,100	現行	見直 し案	現行	見直 し案	(見直し)		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	Н33	H38
	境川下流			T			2ランク上位	×	×	X	×	×	X	X	X	X	×	×	0
	(新境橋より下流)	С	В	口	イ	S45	1ランク上位	×	0	×	×	×	0	0	0	0	0	0	0
	(利が間より 1 加)	$oxed{oxed}$					現行類型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	逢妻川上流 (境大橋より上流)			ハ	1	S45	2ランク上位	X	×	X	×	×	X	0	0	0	0	0	0
		D	С				1ランク上位	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(先八個より工机)						現行類型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
l	逢妻川下流			イ	イ	H10 (S45)	2ランク上位	0	0	X	0	0	0	0	0	0	0	0	0
i	(境大橋より下流)	D	В				1ランク上位	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(死八個より 1 加)						現行類型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	猿渡川	D		ハ		S45	2ランク上位	X	X	X	X	X	0	0	0	0	X	0	0
	(全域)		С		イ		1ランク上位	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(土坝)						現行類型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
境	長田川	C E		В 🗆	イ		2ランク上位	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0
川等	(全域)		В			S45	1ランク上位	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(主域)						現行類型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水	朝鮮川 (全域)	С	В	イ	1	H10 (S45)	2ランク上位	×	×	×	×	0	×	0	0	×	0	0	0
城							1ランク上位	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
							現行類型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	境川上流 (新境橋より上流)	В	В		D	S48	1ランク上位	×	X	×	×	×	X	×	×	×	×	_	_
							現行類型	×	×	×	×	×	X	0	×	0	×	_	_
i	稗田川	С	С	D D	1	S45	1ランク上位	×	X	0	×	×	0	0	0	0	×	_	
	(全域)						現行類型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	_
	高浜川	С	С	口	1	S45	1ランク上位	0	0	0	0	0	0	X	0	Ō	0	_	
}	(全域)		_	1			現行類型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	_
	新川	С	С	口	1	S45	1ランク上位	X	X	×	0	0	X	0	0	X	X	_	
	(全域)		<u> </u>	 			現行類型	0	0	X	0	0	0	0	0	\sim	0	_	
	半場川	С	С	口	イ		1ランク上位	0	0	0	0	0	×	0	0	00	0		
1	(全域)		.	<u> </u>			現行類型	0	0	0	0)	0	0))	0		
	阿久比川 (全域)	С	С	口	イ	S47	1ランク上位 現行類型	0	0	0	0	00	0	0	0	0	X	_	_
U	(L	<u></u>	<u></u>)-la (-la		現仃類型		_		\cup	0	\cup	\cup	\cup	\cup	\cup		

備考:逢妻川下流のみが5年以上連続して2ランク上位を達成している。

く参考>

1 水質環境基準(河川)の類型

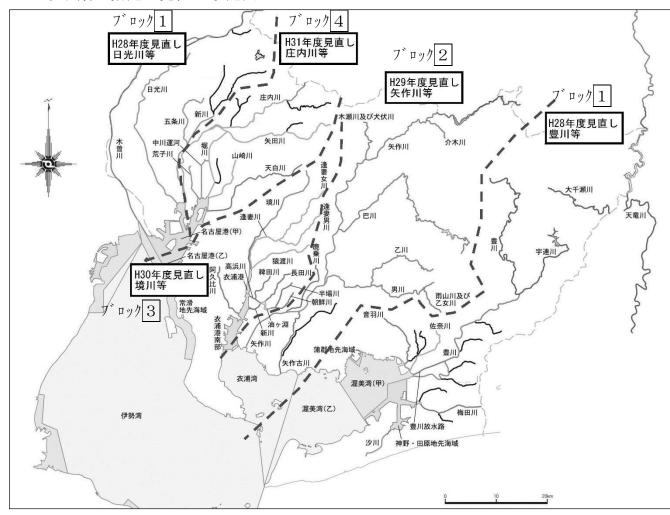
類型	BOD※	利用目的の適応性
AA	1 mg/L以下	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの
A	2 mg/L以下	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの
В	3 mg/L以下	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの
С	5 mg/L以下	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの
D	8 mg/L以下	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの
E	10 mg/L 以下	工業用水 3 級、環境保全

※河川の有機汚濁の代表的な指標

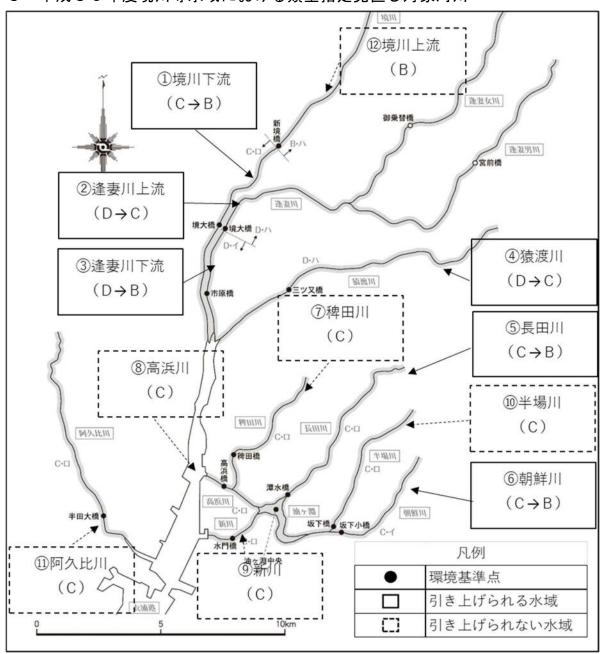
(注) 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

2 水域類型指定の見直し予定図



3 平成30年度境川等水域における類型指定見直し対象河川



4 平成30年度の審議経過

平成30年11月12日	知事から愛知県環境審議会長へ諮問
平成30年11月12日	愛知県環境審議会長から水質部会長への付託
平成30年11月27日	愛知県環境審議会水質部会(第1回)
	水域類型の見直しの考え方、水域類型の見直し
	(案)及び県民意見募集(案)の検討
平成31年1月28日	愛知県環境審議会水質部会(第2回)
	・県民意見の募集結果の報告
	・部会報告のとりまとめ